

第2子以降の保育料無償化

● 対象児童

寝屋川市に住民登録があり、認可保育施設の0～2歳児クラスに在籍している第2子以降の児童

● 対象施設

認可保育施設（市内外は問いません。）

● 対象経費

対象児童の保育料

※延長保育料や制服代等の実費徴収に係る経費などは対象外です。

● 所得制限

ありません。

※ただし、保護者の市町村民税額が確認できない場合は、無償化の判定ができないことがあります。

● 第2子以降の判定方法について

原則、申請不要です。

※兄弟の年齢制限はありません。

・ 手続きが必要な場合（兄弟の中に住民登録上の別世帯の者がいる場合）

市では、第2子以降に該当するかの判定ができないため、以下の書類の提出が必要です。

- ・ 保育料算定における生計が同一の別居親族についての申出書
- ・ 戸籍全部事項証明書

※この他、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

※申出書は、市ホームページからダウンロード可能です。

提出先（郵送可）

〒572-8533 寝屋川市池田西町28番22号（保健福祉センター2階）

寝屋川市こども部保育課

【問合せ先】

〒572-8533

寝屋川市池田西町28番22号

寝屋川市こども部保育課 保育所入所担当

TEL 072-812-2552（直通）

◇ 2・3号認定子どもの保育料（月額）

寝屋川市2号認定・3号認定子どもの保育料（月額）				令和5年10月1日～適用	
階層	定 義		3歳未満		
			保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯等		0	0	
B1	市町村民税 非課税世帯	母子・父子・障害世帯	0	0	
B2		一般世帯	0	0	
C1a	20,000円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000	
C1		一般世帯	8,400	8,200	
C2a	20,000円～ 26,000円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000	
C2		一般世帯	10,700	10,500	
C3a	26,000円～ 48,600円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000	
C3		一般世帯	12,300	12,000	
C4a	48,600円～ 53,000円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000	
C4		一般世帯	13,500	13,200	
C5a	53,000円～ 57,700円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000	
C5		一般世帯	14,800	14,500	
C6a	57,700円～ 62,000円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000	
C6		一般世帯	14,800	14,500	
C7a	62,000円～ 72,000円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000	
C7		一般世帯	15,900	15,600	
C8a	72,000円～ 77,101円未満	母子・父子・障害世帯	2,100	2,000	
C8		一般世帯	19,900	19,500	
C9	77,101円～90,000円未満		19,900	19,500	
C10	90,000円～100,000円未満		25,900	25,400	
C11	100,000円～120,000円未満		30,200	29,600	
C12	120,000円～140,000円未満		35,400	34,700	
C13	140,000円～160,000円未満		39,000	38,300	
C14	160,000円～180,000円未満		42,000	41,200	
C15	180,000円～230,000円未満		45,200	44,400	
C16	230,000円～259,000円未満		47,400	46,500	
C17	259,000円～281,000円未満		49,600	48,700	
C18	281,000円～300,000円未満		51,800	50,900	
C19	300,000円～328,000円未満		54,400	53,400	
C20	328,000円～397,000円未満		59,000	57,900	
C21	397,000円以上		62,600	61,500	

※ 3歳から5歳児クラスの児童の保育料は0円です。
 ※ 年齢は、当該年度の4月1日の年齢です。
 ※ 4～8月分は前年度、9～3月分は当該年度の市民税所得割課税額により決定します。
 ※ 同一世帯において児童が2人以上の場合、最年長者以外の児童の保育料は0円です。

◇副食費免除対象者

階層
<ul style="list-style-type: none"> 一般世帯 AからC5まで
<ul style="list-style-type: none"> 母子世帯等 B1及びC1aからC8aまで
第3子の数え方
<ul style="list-style-type: none"> 就学前児童のうち、第3子以降の子ども

障害世帯に該当する場合、交付されている手帳等の提出が必要です。

◇ 1号認定子どもの保育料（月額）

階層	定 義	保育料（月額）	
A	生活保護等受給世帯	幼児教育・保育の 無償化に伴い、 保育料0円	
B1	市民税所得割非課税世帯 (均等割のみ課税を含む)		母子・父子世帯、障害者世帯
B2			一般世帯
C1	市民税所得割課税額 77,101円未満		母子・父子世帯、障害者世帯
C2			一般世帯
D1	市民税所得割課税額 211,200円以下		
E1	市民税所得割課税額 211,201円以上		

◇副食費免除対象者

階層
<ul style="list-style-type: none"> AからC2まで
第3子の数え方
<ul style="list-style-type: none"> 小学校3年生までの児童のうち、第3子以降の子ども

障害世帯に該当する場合、交付されている手帳等の提出が必要です。